

平成 30 年 6 月 定例会

第 1 号 (平成 30 年 6 月 19 日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議 事 日 程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P4
<input type="checkbox"/> 会期の決定 .....	P4
<input type="checkbox"/> 諸般の報告 .....	P4
<input type="checkbox"/> 議案の上程 .....	P5
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明 .....	P6
<input type="checkbox"/> 一 般 質 問 .....	P9
<input type="checkbox"/> 散 会 .....	P23

平成 30 年 6 月		池田町 6 月定例会 議 録			第 1 日	
招 集 年 月 日		平成 30 年 6 月 12 日			池田町告示第 11 号	
招 集 の 場 所		池 田 町 議 会 議 場				
開 会 日 時		平成 30 年 6 月 19 日			午後 1 時 30 分	
散会 閉会		平成 30 年 6 月 19 日			午後 2 時 40 分	
出席 8 名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	三ツ本一雄	出	5	和田 義則	出
	2	宇野 邦弘	出	6	飯田 拓見	出
	3	佐野 和彦	出	7	岩崎 昭一	出
	4	飯田 茂治	出	8	森田 稔	出
会議録署名議員	1 番	三ツ本一雄	2 番	宇野 邦弘		
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長代理	田中喜美子	議会書記	辻本明佳		
	町 長	杉本博文	保健福祉課長	森川弘一		
	副町長	溝口 淳	産業振興課長	長谷川正喜		
	教育長	内藤徳博	教育委員会局長	清水真盛		
	企画官	高橋宏輝	教育委員会課長	山口正幸		
	総務政策課長	山崎政弥				
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り				

## 平成 30 年 6 月定例会日程表 (第 1 号)

平成 30 年 6 月 19 日 (火)

午後 1 時 30 分 開会

### 開会・開議

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 会期の決定   |
| 日程第 3  | 諸般の報告   |
| 日程第 4  | 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて<br>(専決第 2 号 池田町町税条例等の一部を改正する条例)          |
| 日程第 5  | 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて<br>(専決第 3 号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する<br>条例)  |
| 日程第 6  | 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて<br>(専決第 4 号 平成 30 年度 池田町一般会計補正予算(第 1 号)) |
| 日程第 7  | 議案第 44 号 平成 30 年度 池田町一般会計補正予算(第 2 号)                                |
| 日程第 8  | 議案第 45 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)                          |
| 日程第 9  | 議案第 46 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算<br>(第 1 号)                  |
| 日程第 10 | 議案第 47 号 平成 30 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)                            |
| 日程第 11 | 議案第 48 号 平成 30 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)                           |
| 日程第 12 | 議案第 49 号 平成 30 年度 池田町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)                            |
| 日程第 13 | 議案第 50 号 池田町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置<br>条例の制定について                   |
| 日程第 14 | 議案第 51 号 溪流温泉「冠荘」の設置及び管理に関する条例の一部改正に<br>ついて                         |
| 日程第 15 | 議案第 52 号 池田町公の施設の設置及び管理条例の一部改正について                                  |
| 日程第 16 | 議案第 53 号 池田町国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部<br>改正について                      |
| 日程第 17 | 議案第 54 号 池田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数<br>に関する条例の制定について               |
| 日程第 18 | 議案第 55 号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改<br>正について                       |
| 日程第 19 | 議案第 56 号 池田町簡易水道給水条例の一部改正について                                       |
| 日程第 20 | 議案第 57 号 辺地に係る総合整備計画の策定について   |
| 日程第 21 | 議案第 58 号 池田町過疎地域自立促進計画の変更について                                       |

## 施政方針演説並びに提案理由の説明

日程第 22 一般質問

閉議

# 平成 30 年 6 月 定例会 会議録（初日）

平成 30 年 6 月 19 日

開会時間：午後 1 時 30 分

○佐野議長

本日、平成 30 年、池田町議会、6 月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

只今の出席議員は 8 名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成 30 年池田町議会 6 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 112 条の規定により、1 番 三ツ本 一雄君、2 番 宇野 邦弘君の両名を指名致します。

日程第 2

会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 21 日までの 3 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から 21 日までの 3 日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会、会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、20 日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、19 日と 21 日は本会議、20 日は委員会審議のため休会することに決定いたしました。

日程第 3

諸般の報告をいたします。

報告第 1 号 平成 29 年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 平成 29 年度池田町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

て

報告第3号 平成29年度 池田町下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について

以上3件の報告が参っております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりであります。

本議会に、すでに配布のとおり、議案第41号ほか17件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。

- 日程第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第2号 池田町町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第3号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第4号 平成30年度 池田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第44号 平成30年度 池田町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第45号 平成30年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第46号 平成30年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第47号 平成30年度 池田町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第48号 平成30年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第49号 平成30年度 池田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第50号 池田町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 溪流温泉「冠荘」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第52号 池田町公の施設の設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第16 議案第53号 池田町国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第54号 池田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第55号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第56号 池田町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第21 議案第58号 池田町過疎地域自立促進計画の変更について

以上、18議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。

町長より、施政方針並びに議案の提案理由の説明を求めます。

○杉本町長  
(議長、町長 杉本)

○佐野議長  
町長 杉本君

○杉本町長

本日、池田町議会6月定例会が開会され、一般会計補正予算をはじめ、18の議案をご審議頂くにあたり、一言ご挨拶申し上げるとともに施政の一端を申し述べ、併せて各議案の概略についてご説明申し上げます。

はじめに、昨日発生いたしました大阪府を中心といたしました大地震により、被災された多くの皆様に、心よりお見舞い申し上げます次第であります。池田町におきましては、震度3が観測されましたが、これまでに人的にも施設的にも被害の報告はありませんでした。

さて、本日議員各位には、ご多用の中を全員ご出席頂き誠に、ありがとうございます。

また、6月2日、3日の両日にわたり開催されました国体のプレ大会となる全日本大学スポーツクライミング選手権大会におきましては、好天に恵まれる中、多くの町民ボランティアの方々をはじめ、関係者のみなさんにご尽力を頂きましたこと、更に6月9日には、池田大祭の会場をお借りして実施いたしました炬火採火式におきましては、小学生の炬火ランナーをはじめ、大勢の皆様立会いを頂くとともにご声援を頂きましたこと、厚く御礼申し上げます次第でございます。

今後は、9月2日に開催されるウッズスポーツ全日本大会、そして10月5日、6日、7日の国体本番に向け、体制と準備の熟度を上げて参りたいと考えております。

次に、本年1月の総合教育会議にて取りまとめられました、教育環境向上化プランの実施状況についてご報告いたします。

この4月には本プランの推進役として「教育企画官」を任命、設置いたしました。

また、「学校教育育成会議」につきましては3月末に開催いたしました。

また、児童生徒、教員、保護者を対象とした「気がかりハートシート事業」につきましては、目下実施中であります。

そして、それを受けての「ま～るいテーブル会議」につきましては、8月を目途に開催して参りたいと考えております。

また、教育大綱の改訂作業につきましては、現在助言を頂く有識者等の選定と日程の調整に臨んでおり、7月末までには第1回の会議を開催して参りたいと考えております。

次に、本年3月提言書を頂いた「池田町農村、農業振興プラン」の実行に向けた取り組みにつきましては、先ず農業者が主体となった技術や情報の共有と交流を図る場とともに、農業者と行政関係者が連携の親密化を図るため発足が求められている「農ある田家会議」につきましては、現在設計協議が進められており、7月から旧盆にかけ、発足して参りたいと考えております。

また、仮称「池田町環境風景支払制度」の創設につきましては、この秋にはと参りましたが、制度設計とともに、財源の確保、調整に手間取ることから、31年度当初の創設へと先送りさせて頂きたいと考えております。

次に、池田町においては、これまで子育てにやさしい社会を目指し、妊娠中のお母さんや、子ども連れの家族を優先する「ママ・ファースト運動」を実施するとともに、「ようこそ赤ちゃん事業」や「ママがんばる手当」「妊産婦健診無料化事業」や「乳幼児健診無料化事業」など、お母さんと子育てをサポートする、各種多様な事業を展開して参りました。

そして、本年4月には、職員内において「ママ・ファーストの展開を考える会」なるものがチーム化され、自由な協議が進められて参りました。そして先般、新たに「ママケア事業」として「妊産婦医療費無料化事業」が提案されたことから、本定例会に事業と予算案をご提案いたしました。この事業は、妊婦さんの健康管理、母体を守るとともに、胎児の健やかな成長を守るため創設いたしましたものであります。

対象となる期間は、母子健康手帳を交付した月の初日から、出産した日の1年後の月末までとし、出産後の産婦人科受診以外、歯科受診等についても対象とするものであり、夜間や休日の出産における時間外追加料金も対象とするものであります。

お認め頂ければ、本年4月1日に遡って実施して参りたいと考えております。

以上、町政の一端といたします。それでは、本日ご提案致しました、各議案の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、報告第1号 平成29年度 池田町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号 平成29年度 池田町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書、報告第3号 平成29年度 池田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、3月の定例議会において、ご承認頂いた各事業の繰越に係る計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものであります。

次に、専決処分の承認を求める議案第41号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人所得課税の見直し、固定資産税の特定措置及びたばこ税率の引き上げを内容とする条例改正であります。

次に、専決処分の承認を求める、議案第42号については、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保、及び中低所得層の保険税負担の軽減を図ることを内容とする条例改正であります。

次に、専決処分の承認を求める、議案第43号については、4月に発生した火災の罹災者に対し、池田町災害見舞金支給要綱に基づき、見舞金を支給する必要が生じたため、10万円を追加し、総額を32億3,910万円とする補正予算を専決処分いたしましたことにつき、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第44号 平成30年度 池田町一般会計補正予算(第2号)につきましては、この度2億6,637万7千円を追加し、総額を35億547万7千円といたすものであります。主な内容について申し上げます。

まず3款 民生費 4目福祉医療費におきましては、先ほど述べました「ママ・ケア事業」の経費として50万円を計上いたしました。

次に6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 地域農政振興費におきましては、耕畜連携、地域循環型農業の振興、そして水田農業の振興による農業経営の多角化を図るために導入する、WCS、発酵粗飼料専用機械1台、及びそば・大豆を収穫する汎用コンバイン



1台の補助金として、1,089万2千円を計上いたしました。

6目 畜産費におきましては、水海畜産基地の臭気対策として、「アンモニア吸着分解シート」設置工事費として、585万円を計上いたしました。

12目 農業公社費におきましては、こっばい屋のリニューアル経費の補助として680万円を計上いたしました。

2項 林業費 4目 林道開設改良費におきましては、地方創生道整備推進交付金事業の内示が増額となったことから、工事費等として1,100万8千円を計上いたしました。

次に7款 商工観光費 1項 商工費 2目 商工業振興費におきましては、起業支援事業補助金等として、860万8千円を計上いたしました。

3目 定住促進事業費につきましては、国体リード種目の、会場入口となる、学園区のUIターン団地の外周道路、及びバス回転場の簡易舗装工事費として、750万6千円を計上いたしました。

次に8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路維持費におきましては、老朽化した除雪車の更新・増強を図るため、社会資本総合整備交付金事業の補助を受け、ロータリー除雪車2台の整備経費として、9,400万4千円を計上いたしました。

3目 道路新設改良費におきましては、地方創生道整備推進交付金事業の内示が増額となったことから、工事費等4,688万8千円を計上いたしました。

その他の項目については、主に人事異動に伴う、人件費の調整をいたしましたものでございます。これらの財源と致しましては、11款 国庫支出金にて8,552万7千円、12款 県支出金にて3,056万6千円、16款 繰越金にて9,974万7千円を、そして18款 町債 5,030万円をもって調整したところでございます。

次に、議案第48号 平成30年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、社会資本総合整備交付金事業の内示が増額となったことから、施設の長寿命化に係る工事費等1,316万円を計上いたしました。その他人事異動に伴う人件費の調整とあわせ、1,378万9千円を追加し、総額を2億6,078万9千円といたすものでございます。

次に、議案第45号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第46号 平成30年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)、議案第47号 平成30年度池田町簡易水道特別会計補正予算(第1号)、議案第49号 平成30年度池田町介護保険特別会計補正予算(第1号)の各特別会計の補正予算につきましては、いずれも主に人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

次に議案第50号 池田町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定につきましては、情報公開の推進や、公文書管理の強化を進める上で必要となる、条例・規則の整合性や、表現の統一を図ることを目的として、効力等に変更の生じない範囲で、用字、用語、形式等の整備を行うものであります。

次に議案第51号 溪流温泉「冠荘」の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、平成2年の開館時より据え置いていた入館料について、物価上昇等に対処するためこの度改定いたすものです。

次に議案第52号 池田町公の施設の設置及び管理条例の一部改正につきましては、ダム建設に伴い、水没する千代谷多目的研修集会施設を廃止するため、条例の一部を改正する必要が生じた為行うものであります。

次に議案第53号 池田町国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正につきましては、池田町診療所の手数料について、証明内容や実態に応じつつ、近隣の医療機関の水準を考慮して、手数料の適正化を図りたくお願いするものであります。

次に議案第54号 池田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員を6名、農地利用最適化推進委員を4名の定数といたしたく提案いたします。

また議案第55号 池田町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、新たに設置される農地利用最適化推進委員の報酬を定めるものがあります。

次に議案第56号 池田町簡易水道給水条例の一部改正につきましては、現在、下池田、下、中、角間、魚見の5地区における簡易水道を統合し、運営基盤の強化を図るとともに、厚労省の補助要件に合致させ、今後整備を図る為お願いするものであります。

次に議案第57号 辺地に係る総合整備計画策定につきましては、池田町の中核観光施設であります「ツリーピクニックアドベンチャー いけだ」の機能向上や魅力アップ対策を行い、更な観光人口の増加を図りたく整備計画を策定し、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第58号 池田町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成27年度に策定した、池田町過疎地域自立促進計画に新たな取り組みを追加するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日ご提案いたしました議案につきまして、議案の概略についてご説明申し上げました。何卒、十分ご審議のうえご決議を賜りますようお願い申し上げます。

## 日程第22

一般質問を行います。これより、通告順に発言を許します。和田 義則君

○ 5番和田議員(議長、和田)

○佐野議長

和田 義則君

○ 和田議員

平成30年6月定例議会にあたり、一般質問をいたします。

まず最初に、観光行政における交通の役割についてを質問します。

今、池田町ではツリーピクニックアドベンチャーなどの観光事業を進め、少子高齢化など地方が衰退せず活性化するように様々な施策を実行しています。観光事業の基本はまず、いかにし

て池田町に来てもらえるかにかかっています。

池田町に来て、池田を楽しんでもらい、池田で消費をして頂き地域を活性化する事業です。魅力ある観光施設の整備もちろん、交通の利便性、施設へのアクセス性、施設間の回遊性、おもてなし等総合的な整備がなければ観光客は来てもらえません。また、観光は施設が所在する市町のみ頑張ってもうまくいきません。

遠くからくる都市部のお客さんは1ヶ所だけを目的にくるのでなく、幾つかの施設を回遊するものとおもわれます。そうすると、池田町を含めた丹南地域が一体とになって取り組まなければならない問題だと思います。

そこで、丹南地域の主要幹線道路である国道417号は、国道417号改良整備促進期成同盟会等で積極的な要望活動を行った結果、冠峠道路は平成34年度に開通する見通しで国土交通省が整備を進めています。

福井県と岐阜県との県境は今まで林道のみで殆ど交通量がなかったが、今後は名古屋方面からの観光客の大幅な増加が予想されます。また、板垣坂バイパスも福井県が冠山峠道路の完成と合わせて完成する計画で取り組んでいます。越前市、鯖江市への交流がスムーズになり、通勤通学買い物等が便利になります。

このように、道路整備が進みかかってない事業がここ5年以内に集中して整備され他県からの観光客も大幅に増加することが予想されます。

しかし、この路線にもまだ整備が必要な箇所がいくつかあります。その一つは国道417号の越前市旧今立町内市街地部です。

岐阜県から池田町に来て、高速道路の武生インターや鯖江市に向かう場合、ナビを使ってもわかりづらく、県外の人に道を尋ねられても的確に案内出来ない状態です。初めて来県したドライバーには悪い印象を与えかねません。この区間の整備については、過去に何回か議論されたと聞いていますが、整備ルートはおろか計画そのものも具体的に検討されていないように感じます。丹南地域の一体化に向け早急に県、国へ要望すべきと思います。

池田町の行政区域ではないので、池田町が主体となって整備の要望はしづらいとは思いますが、丹南広域圏全体の振興のための交通体系を考えるべきです。

道路整備の今日の状況見ると、県、国に要望してから完成までに数十年の長い期間を要します。今から地域の声を出していかなければならないと思います。今日ほど車社会が発達し、行動範囲、経済範囲が広く大きくなった今、それぞれの自治体のみが良くなるのではなく、丹南地域の2市3町が協力し一体となった地域活性化、観光客の誘致を図らなければ地域間競争から取り残されてしまうのではないのでしょうか。丹南広域組合や国道417号改良整備促進期成同盟会での更なる取り組みを求めます。町長は、どのように考え認識しているのか伺います。

また、平成34年度には北陸新幹線の金沢・敦賀間が開通し、南越駅が越前市に設置されます。丹南地域の観光にはまたとないチャンスと考えます。先行して開業した金沢駅を見ると、東京方面からの観光客・ビジネス客が飛躍的に増加したと聞いています。敦賀まで延伸でも大いに期待したいものです。

しかし、南越駅がどのような形で整備されるのか、池田町へのアクセスはどうなるのか、観光が池田町にどのように波及するのか、観光客をどのように池田町に誘導するのか、池田町民はどの

ように対応するのか等々よく見えてきません。そんな中で工事は着々と進められています。

池田町は駅から離れているのであまりメリットがないとの声も聞かれますが、国道 417 号とリンクした効果を考えていかなければならないと思います。町長は新幹線の池田町への効果についてどのように捉えているのか伺います。

次に、耕作放棄地の対応について伺います。

この問題については、5年前の平成25年6月議会で畑の耕作放棄地として一般質問をしましたが、現在も問題は解消していないようですので再度質問します。

耕作放棄地予備軍は、中山間地の山際にある水田や集落内の畑等に多く見られます。水田については、山際に立地している田の規模は小さく耕作がしにくく、耕作をしても労働効率が悪く生産性、収益性が少ないため担い手には敬遠されます。さらに、耕作者の高齢化に加え、毎年用水路の管理が出来なくなって、耕作をあきらめざるを得なくなっているのが現状です。

また、圃場整備により大区画にするにしても圃場が急勾配のため事業費に対する事業効果が少なく、補助事業として取り上げてもらえませんし、事業費の地元負担も重くのしかかります。畑については、黒い防草シートが毎年じわじわと宅地に向かって攻めてきます。今までは、おばあちゃん達が手作業で細々と自分の食べる分と子供や親せきに渡す分を朝から晩まで働いて耕作してきました。その方達が高齢化になり、畑は防草シートに変わってきています。

さらに、畑仕事は手作業が多く重労働です。機械化も小型耕運機で行っているのが大半です。畑の圃場整備を行えないかと5年前に一般質問をしましたが、畑の圃場整備事業は出来ないとのお答えでした。田や畑の耕作者の減少と反比例して猪などの獣害は増える一方です。

ある町民の方が「この辺りは終日日当たりがいいんで、太陽光発電の基地にならないのか」とつぶやいていました。

管理が出来なくて放棄した土地を個人が守るのか、地域で守るのか、誰が管理すべきかの明確な結論は出ません。どちらも、限界に達しているように思われます。

池田町では、平成29年度に池田農村・農業振興プランを策定し、その概要が広報いけだ5月号に掲載されています。このプランの中で、振興と同時に放棄地問題についても議論・検討されているのでしょうか。町の考え方を伺います。以上で私の質問を終わります。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○佐野議長

町長 杉本君

○杉本町長

只今の和田議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の越前市地係における国道417号の改良促進につきましては、基本的に越前市が先頭にたって、要請活動に臨まれることが前提であると考えております。

また、延線の自治体で構成されております改良促進同盟会においても、それら越前市の主体

的要請や要求によって、対応されるものと考えております。

次に、北陸新幹線(仮称)南越駅や福井駅などの開業効果をいかに観光事業に獲得していくかについてのお尋ねにお答えします。

まず、「選ばないまちを選ばれない」という教授があります。

私は、観光事業というものは、地域の活性化や活力を生み出す大きな原動力であるとは考えておりますが、奇抜性や規模を競う観光事業に踏み入ってはいけないと考えております。

そもそも、観光とは「国の光を観る」というものでありますから、池田町の持つ資源、財産、あるいはそれらを活かす仕組みや活動、まさに池田町だからの個性的な取り組みこそが、池田町の目指す観光事業であると考えております。

いわゆる、まちづくり、まちおこし活動が連動した観光事業を目指すべきであると考えております。現に、池田町には国立公園のような景色も国宝といった仏閣や文化財もありません。

また、歴史的、偉人もおりません。しかし、日本の原風景とも言われる田園の風景や、村びと達の素朴な営みの中で、800年もの間受け継がれてきた田楽能舞、また山の恵みや田の幸を季節とともに味わってきた食文化や生活文化、さらには山を守り、自然を貴ぶ農林業の営み、そして相互扶助の村の暮らしなどなど、現代の日本人が見失い容易に取り戻せない日本が池田町にはまだ生き残っていると考えております。

私はこれが、これこそが池田の観光資源であり、これらを基礎として磨き活かすことで観光事業を促進して参りたいと考えております。

お尋ねに戻りますが、よって私といたしましては、新幹線が開業だからまた、冠山トンネルが開通だから、だから特別に何かをとっては考えておりませんが、今取り組んでいる様々各種の事業の質を上げていくこと、また町の課題解決に向け、町民総員をもって立ち向かう土壌を見せることが出来れば、おのずと人々が集うものと考えております。

町民が町に誇りを持ち、楽しむまちづくりを進めることが出来れば、内外の人々が訪れる町となるものと考えております。

神話に天照大神も村人達の楽しむ声を聴いて岩戸を開いたと伝えられています。

「住みたくなるまち」は、おのずと「訪れたくなるまち」につながるのだと考えております。

次に、3点目の高齢化や獣害による耕作意欲の減退や耕作放棄への対応についてのお尋ねにつきましては、町としても、また社会的にも大きな悩み課題として認識いたしております。

獣害対策につきましては、防護柵の補助や駆除活動の促進の補助の充実を図るとともに、里山保全などの耕種的防護活動を推進いたしておりますが、決定的な効果を得られていない状況であります。

町といたしましては、引き続き国、県の支援を求めながら町民の集落や地域をあげた追い払い活動と連携するとともに、駆除活動の強化を推進しい参りたいと考えております。

また、高齢化の振興にともなう耕作者の減少化対策につきましては、集落自治機能の再興を促す支援事業の活用を推進するとともに、「環境的保全農地」「生産的保全農地」の選定、選別化を進めそれらに見合う生産モデルや、先程も申しましたけれども「環境風景支払制度」を提案いたしながら農地保全を図って参りたいと考えたおります。

以上、和田議員へのお答えといたします。

○佐野議長

只今の、理事者の答弁に対して、和田 義則君よろしいですか。

○和田 義則議員

(議長、和田)

○佐野議長

和田 義則君

○和田 義則議員

ただいまの、町長の答弁で国道417の部分の答弁でございますけれども、当然、当該が所在する越前市が中心となって要望していかなければならないというのは理解してはいますが、国道417号改良整備既成促進同盟会の会員でもあります、越前市長、池田町長が集う場所で、丹南は一つだというような考え方で、お互いに話し合いをしながらやってみよう、国道417号は池田町のための道路だけではありません。

福井県と中京を結ぶ大幹線路です。観光と商業的に必要な道路でありますので、池田町だけではなく、丹南地域全体が考えるという観点にたつて、今後とも一体となって要望をお願いしたいと思います。以上です。

○佐野議長

次の質問者、宇野 邦弘君

○宇野 邦弘議員

(議長、宇野)

○佐野議長

宇野 邦弘君

○宇野 邦弘議員

日本共産党の宇野邦弘です。大きく4点にわたって質問します。

1点目は、プレ国体での高校生のボランティア動員要請問題についてです。

先日開催された国体プレ大会として行われた第5回日本学生スポーツライミング大会が関係者のご尽力で無事開催されたことを私もうれしく思います。多くの町内外の関係者のボランティアによって支えられたと思います。

私がお聞きしたいのは、このボランティアの問題で高校生に対してのボランティアへの参加要請の件です。

例えば、武生工業高校に対しては30名の要請があったそうですが、高校側の先生の意見も聞き

ましたが、当日は高校インターハイの予選の日でもあって、運動部関係の方は本当に参加出来ない、残った生徒の中で参加人数に応えなければいけないため大変苦勞されたそうです。

そうした参加要請は、町の実行委員会、教育委員会サイドから要請したものでか、主催者である福井県山岳連盟が要請したのですか。

また、その他の高校への要請もあったのですか、それぞれの参加人数何名要請し実際にはそれぞれの高校から何名参加したのでしょうか。そういう点での問題点はなかったのでしょうか。

10月の本大会では、さらに多くのボランティア参加が求められています、現場でこうした無理難題にならないようにどう考えていますか。その規模はどれくらい本大会で高校生、中学生を含めて考えていますか。その際、あくまでボランティアであり、半ば強制的な動員にならないようにすることをこの場を借りて求めるものです。教育長並びに関係課長の答弁を願います。

2点目に今国会で決められました森林県営管理法、日本共産党はこれには反対しましたが、この新法との関係で、池田町における林業と森林の位置づけをお聞きいたします。

山の荒廢と林業の衰退とともに、森林の公益的機能が言われて久しい訳ですが、その一環として森林環境税が導入されました。

地方自治体にも森林環境譲与税として配分されます。その配分の基準として山林のうち私有林の中の人工林面積とか、あるいは林業従事者数が大きく加味されるということです。

先日県より一定の説明があったかと聞きますが、池田町への配分はどれくらいの額が予定されているのでしょうか。町内の人工林率、林業就業人口についてもお聞きいたします。

バイオマス発電など林業政策へのこうした面での町長としてのお考えをお聞きします。

この森林県営管理法、この法律は50年以上経過している人工林は伐採時期を過ぎているとして、市町村がまず伐採と集積の計画を作成することを求めています。

この計画対象の森林所有者に対して伐採の責務まで課しています。そして、市町にまで計画に同意しない場合、まず市町村が所有者に勧告をし、県が両者の間に入って裁定を下すとのことです。

この裁定によって伐採をすべきだとの結論ができれば、所有者が同意をしていなくても同意とみなすという、まさに強制伐採の仕組みを持つものです。

それだけでなく、今後の森林資源育成のために、伐採後最大50年間森林の経営管理権まで所有者から取り上げようというものです。

市町村としては、儲かりそうな森林については、伐採後の植林育林を規模拡大の意欲のある事業体に再委託することになりますが、再委託するまでの管理責任が課せられます。

儲からない森林については、業者が請け負わないためこの結局市町村が負担して伐採し、その後の経営管理までしなければならないことになりかねない、専門的な部署や専門家が少ない小さい自治体にとっては大変な事が課せられようとしています。

なぜこんな無茶な法律が作られたのでしょうか。その背景としては言うまでもなく、長年の針葉樹一辺倒の造林政策を一方ではどんどん進めてきました。

かつての中川平太夫知事の時代には、福井県内12万造林ヘクタール運動と山のでっぺんまで杉を植えつくす。

本来、杉というのは尾根には育ちにくいものです。尾根づたいの天然林や紅葉林を伐採して

まさに杉一色に埋め尽くした。

こういう政策をどんどん進めた結果が今の獣害の大きな要因にもなっているのではないのでしょうか。

こういう一方で外国から木材の自由化をどんどん進め、結局安い外材の大量輸入によって国産材の価格が暴落し、林業経営は成り立たなくされてきました。

多くの熱帯林や再生不可能なツンドラ地帯の寒帯林が日本の商社によって切りつくされて、環境の問題としても大問題となってきた。

こうした流れの中で、今熱帯地域の国々なども含めて経済主権も強まって、今や外材が安易に日本に入ってくる時代ではなくなっている。

それだけに、日本の大手材木資本としても今度は安価な木材を国内から大量に供給しなきゃだめだと、こういう流れの下で、結局こうした林業政策の責任を自治体と山林所有者に被せて、国産材確保の責任を果たさせようとしてつくられたのがこの法律です。

審議の中で参考資料として国会に提出されたデータが実は改ざんまでされていたことが日本共産党国会議員の追求で明らかになりました。

林野庁から森林所有者の経営意欲に関する調査によると、「84%の所有者の経営意欲が低い」という資料が出されました。しかし、実際の調査項目は「林業を止めたい」あるいは「林業経営を縮小したい」がそれぞれ6.5%・7.3%でした。

これに現状維持したい71.5%の3つ合わせて84%が「経営意欲が低い」、だから自治体本格的に伐採も含めて乗り込まないとダメなんだという法案の背景資料として出されていたことまで明らかになっています。文科省財務省らに続いて林野庁お前もかという事態のもとで作られた法律です。

この法案審議の中で、多くの林業関係団体からも強制伐採になりかねない等々、様々な問題が指摘されていました。先日私も参加した池田町森林組合総代会に出席した県信連の役員の方もその懸念を語っていました。

同意がなくても同意とみなしたり、最大50年に渡って森林所有者の経営権に介入して経営の自由まで奪うこういう仕組みを取り入れるなど、まさに個人の財産を、木材確保、山の再生ということを名目にして取り上げかねない法律です。法律は出来ても政令、省令、運用、規則、通達はこれからです。

施行は来年4月からです。今から町としてしっかり把握して対応準備をしていくことを求められています。どう考え、どう対応されるとお考えでしょうか。

勿論、伐期適期を過ぎた木を伐採していくことは必要です。針葉樹一辺倒から広葉樹も含めたそういう山に切り替えていくことも必要です。

しかし、50年過ぎたらもう伐期だと、だから切れということは誤りです。

適度な育林のもとで70年、100年という長期の視点も材木生産には必要だと思います。

いづれにせよ、これまでの法制定と施行を契機に今までのやり方、針葉樹一辺倒、林道政策一辺倒の補助金づけのやり方を脱却していくことが関係機関に求められていると思います。

これは自然生態系の再生、先程申し上げたました獣害対策という面でも、最も効果的で役にたつ方向ではないでしょうか。



町としても単に観光面での山と森林の位置づけにとどまらず、地域の雇用をどう増やすのか、池田の大事な産業としての林業振興をどうするのか、しっかりとしたビジョンを今こそ示して頂きたい。そのためにも大いに森林組合や林業関係者との協議の場を設けていくことを求めて、3点目の質問に移ります。

農林業を通じての地域おこしという点で、どうしても避けられない問題として、やはり農協や森林組合の合併問題があります。

勿論、合併するかどうかはそれぞれの協同組合としての組織の問題です。行政が出せることではありません。しかし、一方では同時に合併を拒否して池田町単独で頑張っているこの池田町だからこそ、JA 池田や池田町森林組合との協力・共同関係を一層強めることが必要だと思います。

農協も森林組合もいずれも合併協議の話が進められていますが、私は今進められようとしている合併を急ぐことには賛成しかねますが、町長の見解はいかがですか。お聞きします。

農協について、今県内 12JA と県 5 連が 2 年後に県内 1JA にするとの構想に先立ち、たんなん農協との先行合併が直近の課題ともなっています。

こうした合併話が急がれている背景には、安倍政権が「農協の自由を拡大し、強い農協をつくり、農家の所得を増やす」と強調し、いまの農協の現状に対して批判を強めていることにあります。勿論、農協自身の自己改革も必要です。

しかし、安倍政権の農協攻撃はまさに農協つぶしになるものです。

農家の所得補償をなくし、TPP の推進など農協を支える農業者の犠牲と負担を増やすだけの改革です。

こうした流れの中での合併は、組合員の願いからかけ離れたものです。

合併した多くの農協のいくつかは、そこではガソリンスタンドや A コープの閉鎖なども現実に相次いでいます。結局は、先に廃止した種子法、種の自家採取や県独自での米などの主要 4 作物の種の確保責任をやめて、自由に任せる、多国籍のモンサントなどの外国資本にゆだねてしまうものです。こういう種子法の廃止と同じように、安倍政権の農協攻撃、合併の流れも 140 兆円ともいわれる農協マネーを大銀行、敷いては多国籍金融資本に開放することになるものです。

森林組合の合併論議も同じような流れの中で進められるようになっていると言わざるを得ません。

先日開かれた総代会で、県信連の役員も先に触れた森林県営管理法の制定、この法律が決まったから更に森林組合も専門的な役割と組織への改革が求められる流れのもとで、合併が必要だという趣旨の話もされておられました。

協同組合ですから、組合員の意志を最優先して進めるのは当たり前です。今の合併の流れはまさに農協でも森林組合でも上からの押しつけの流れにあると思います。

そのような点で、「農のある町づくり」を進めている池田町の大事な農家の協同組合である JA や、「木のあるまちづくり」を進める池田町としての森林組合の位置づけを町長にお聞きして、最後の 4 点目に移ります。

4 点目は昨年の中学生の指導死をめぐる不幸な事件以降、教育現場がどのように変わったのか、どんな努力が行われているのかお聞きします。

この間、議会委員会審議の中でも生徒達の部活の問題なども議論されてきた事があります。

部活は本来強制でないはずですが、実際は半ば強制的に何らかの部活に参加しなければならない現状があります。

子供達にとっても、教員の負担にとっても様々な問題をはらんでいました。こうした部活の問題なども今回の指導死の問題を契機にどのような改革が行われているのでしょうか。お聞きいたします。また、部活以外でも教育現場でどのような改善が行われているのでしょうか。

先程の町長の話の中では、行政の取組の話はありましたが、現場でどんな改善が進められているのかお聞きいたします。

当時の副担任や校長は既に退職していますが、いまだ何らの処分もありません。町の教育委員会が上申し、県教委が判断することになっていたはずです。

今、町としてこの問題をどう把握し、どうしようとしているのかお聞きいたします。

「ま〜るいテーブル会議」の日程や中身、開催した中での意見を公開できるのかお聞きします。

この問題の最後に、1 昨年設置された教育総合会議、事件以降2回開催されています。その中身は1月の町の広報で紹介されただけで抽象的でよくわかりません。

3月議会でも求めましたが、議論の中身は公開すべきです。総合教育会議の根拠になる法律では、「原則公開」となっています。県の総合教育会議も10人の傍聴者に限定はされていますが公開されています。

少なくとも議事録は速やかに公開することを求めます。また、今なお中学生の指導死についての調査委員会報告書の全文は、この総合教育会議のメンバーには配布していないのでしょうか。全文を真剣に討議し議論を積み重ねることが絶対必要です。

もう終わった事にせず、繰り返しの真剣な討議と再発防止への本格的努力を町長に求めて 質問を終わります。

○内藤教育長

(議長、教育長 内藤)

○佐野議長

教育長 内藤君

○内藤教育長

只今の、宇野議員からの学校現場はどう変わったのかとのご質問にお答えします。

まず最初に、部活はどう変わったのかとのご質問でございます。

一つ目は、本年度から、生徒の希望により、学校の部活以外の活動、たとえばスイミングスクールでの活動などを認めることといたしました。

二つ目は、学校教育環境向上化プランに計画されています、部活バックアップローカルティーチャー事業につきまして、私自身も経験をいかし、導入にむけ試験的に実施しています。

三つめは、部活の指導体制についてでございます。生徒のみでの部活動は認めないことし、必ず指導教員をつけることとし、公式試合、練習試合、遠征など町外での活動には顧問を含め二名以上の教員が引率として同行することといたしております。

続きまして、「まーるいテーブル会議」の開催状況は、とのご質問でございますけれども、現在、保護者、教職員、児童生徒を対象としたアンケート調査「気がかりハートシート事業」を実施しております。その結果をまとめたうえ8月をめどに開催していきたいと考えております。

続きまして学校現場の改善、また、総合教育会会議の公開ならびに議事録の公開、また昨年の事案を受けての現場での改善はどうかというようなご質問でございます。

総合教育会議につきましては冒頭を公開し、議事概要を公表しています。また、学校現場での改善につきましては、学校現場におきましては教員と生徒が向きあう姿勢、生徒一人一人に対しどのような指導が適切かを深く考えるようになったこと、保護者に対しては学校の情報をお伝えし保護者の皆様とともに、子供を成長させていこうとする意識が強まったこと、また教職員同士が協力して物事にあたろうとする意識が強まったとの報告を受けております。

今後は学校教育環境向上化プランを着実に実行し、児童生徒に寄り添った個別型教育を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、関係教職員の処分についてでございます。関係教職員の処分につきましては県で対応するものと考えております。また、総合教育会議の委員に対し事故調査報告書の公開をとのご質問がございましたけれども、メンバーの中は教育委員でございますので事故調査報告書等はお渡しをしております。

以上、宇野議員のご質問の回答とさせていただきます。

○清水教育委員会事務局長  
(議長、教育委員会事務局長 清水)

○佐野議長  
教育委員会事務局長 清水君

○清水教育委員会事務局長

私から、宇野議員の国体プレ大会における高校ボランティアについてのご質問にお答えいたします。

まず、中学生、高校生が国体競技補助員として参加することは、国内トップレベルの選手の技術を直接見、またクライミング競技に対しての理解を深めることとなります。

加えて、競技関係者とともに大会運営の一端を担うことは社会とのかかわりを学ぶ良い機会であると思っております。また、数十年に一度の体験は、生徒の人生においても貴重な財産となるものであり学校教育の一助となるものと考えております。

それではご質問につきまして、高校生の参加人数と参加要請はどこが行ったのかということでございますが、参加人数につきましては、県の山岳連盟と協議し、30名をお願いすることといたしました。

また、学校への参加要請につきましては、町と県教育委員会、当該学校が協議しお願いすることとなったものであります。

次に、本大会におけるボランティアおよび高校の予定人数また、その確保の方策についての

ご質問でございますが、本大会におきましては、一日当たり約70名のボランティアをお願いしたいと考えております。また、ボランティアとは別に競技補助員としてプレ大会同様、中学生35人、高校生30人を予定をしております。

各学校に対しましては、無理な要請にならないよう、学校行事との関係を調整しながらお願いしていきたいと考えております。以上、宇野議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○長谷川産業振興課長  
(議長、産業振興課長 長谷川)

○佐野議長  
産業振興課長 長谷川君

○長谷川産業振興課長

只今、宇野議員の森林、経営管理法および農協や森林組合の合併に関するご質問についてわたくしのほうからお答えさせていただきます。

まず、森林管理法についてでございますが、一点目の森林環境税の導入に伴う町への森林環境譲与税は私有林の人工林率や林業就業者数が大きく加味されるのかというご質問でございます。

また、池田町の場合譲与税はいくら想定されるか、というご質問でございますが、まず、森林環境税につきましては、パリ協定の枠組みの下に、日本の温室ガス非出削減の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要譲与基準として、森林整備の対象となる費用と相関性の高い指標が設定され、具体的には、私有人工林の面積が50%、林業就業者数が20%に加えて市町村の人口が30%と設定されています。福井県の試算であります。H31年から33年度につきましては各年度ごとに1200万円が付与されると思われております。

次に、2点目の「町内人工林率、林業就業人口の現在の数値」はのご質問でございますが、まず、池田町の森林に関する概要につきましては、池田町の総面積は19,472haで、森林面積としては国有林が2,220ha 民有林が15,633ha 合計17,853haとなっており、この内民有林の人工林面積は7,840haとなっており、民有林の人工林率は約50%となっております。また、林業就業人口は平成27年度の国勢調査において23人となっております。

3点目の新しく制定された森林管理法、森林組合との連携、林業振興に関するご質問でございます。森林経営管理法につきましては、森林所有者に適切な森林管理を促すため、経営管理の責務を明確化すること、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託するものでございます。

また、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う、以上の3点が主な内容であると認識しております。

なお、宇野議員のご指摘の「半ば強制的に植林後50年以上経過した森林の伐採を所有者と自治体に求める」というものとは認識しておりませんが、今後、福井県の担当部局の指導も得つつ、森林所有者の意向調査等を適切に実施して参ります。

次に、森林組合との連携、林業振興につきましては、意向調査の結果を踏まえ必要な処置を講じて参りたいとおもっております。

また、林業振興と山の再生について重視した取り組みについてでございますが、具体的な策は今後検討が必要と考えておりますが、森林資源を循環型で捉えながら、山を守り、山を活用する仕組みに加えて、バイオマスを含めた総合資源活用が有効と考えております。

次に、農協や森林組合の合併問題についてでございます。1点目の農協合併の動きは、安倍政権の狙う「農協つぶし」の流れである、とのご質問でございますが、この合併の是非や、農協合併の動きが「農協つぶし」の流れであるか、について言及する立場にはありませんが、引き続き池田町の農業振興に努めていただけるよう、今後の動きを注視して参りたいと存じております。

2点目の森林組合や農協は、まちの産業のうえでも大事な組織である。「町としてのそれらの協同組合をどう考え、どう位置付けているのか、より連携した取組の推進」をのご質問でございますが、産業振興や地方創生の推進にあたっては、都度、役場と関係機関の役割分担を行いつつ連携し、各種施策を進めてきたところでございます。今後も両団体と連携しつつ、町の取組を着実に進めて参りたいと考えております。以上で、宇野議員へのお答えとさせていただきます。

○佐野議長

只今の、理事者の答弁に対して、宇野 邦弘君よろしいですか。

○宇野 邦弘議員

はい、宇野邦弘

○佐野議長

宇野 邦弘君

○宇野 邦弘議員

今、産業振興長谷川課長からの答弁ですけれども、2点目の森林経営管理法の問題や町としての林業振興をどう考えるかという点、ならびに合併問題をどう考えるか、これは町長に対して質問通告も出してあったはずであります。町長の見解、お考えをぜひ答弁をいただきたいということです。

○杉本町長

議長、町長 杉本

○佐野議長

町長 杉本君

○杉本町長

あらためて、答弁せよということですので、わたくしの感じている、思っているというんでしょう

か、お答えしたいと思いますが、まず、森林のことについてのこと、森林管理法あるいは森林環境税の、人を含めた今後の森林づくり、このことについて申し上げますと、今ほど長谷川課長からもお答えをいたしておりますけれども、基本的にわたくしと課長とは同じ方向を向いて今ことに当たっている次第でありまして、単純に池田町の山を考えたときに伐採して出荷をするという、いわゆる、ちょっと乱暴な言い方になるかもしれませんが、一方的な森林づくりということではなくて、その資源が循環していく、その資源が循環することで山が再生される、そういった山林資源が循環できるモデル事業というようなものを、実は進めていきたいというので、内部的にも今検討をしているところでもございます。わたくしといたしましてはそのような方向で、取り組んでいければと考えております。

次に、農協あるいは森林組合等の合併問題あるいは、森林組合、農協の町としての位置づけ、これはもう改めて申し上げるまでもなく、どなたもおっしゃるように、農協あるいは森林組合、農業者団体、あるいは森林、林家の団体でありますから、池田町にとりましては大変重要なことではないでしょうか、大切な機能を有した組織だと認識いたしております。

ただ、合併ということになれば、それぞれに経営責任者がいらっしゃるわけでありまして、また組合員さんがいらっしゃるわけでありまして、その方々のご議論の中で、どのようにことにあたられるのかそのことに対して、わたくしから、なにがしか申し上げる立場ではないとそう思うている次第であります。以上でございます。

○宇野邦弘議員

はい

○佐野議長

はい、宇野邦弘 君

○宇野邦弘議員

今、町長から回答いただきましたけれども、私が一番町長に求めたいのは、農村振興という点では、大きな役割を発揮、町長さんされてきたと思います。同時に、この池田町の中で単に山を観光資源という視点だけではなくて、本当に生業として再生していく、そういうある意味ではこの森林経営管理法、問題はありますけれども、自治体が課せられた責任は大きいわけですから、逆に考えたら絶好の機会だと。

だから、そういう面でも池田における山の再生と林業の再生、生業としての再生や、雇用の拡大を本格的な町の大事な一つの柱として、位置づけて取り組みを進めていただきたいと、そういう点を重ねて求めます。

もう一つだけ教育長にお聞きしたいのですが、教員の処分問題で、もちろん安易な処分はできません。しかし、手続き的には県教委が決定はするのですけれども、町の教育委員会が上申するということになっているはずで。

町の教育委員会が上申し、その上申をふまえて、県教委が判断すると。その点ではどうなっているのでしょうか。最後の質問です。

○内藤教育長  
議長、教育長 内藤

○佐野議長  
教育長、内藤君

○内藤教育長  
今ほどの、宇野議員のご質問でございますけれども、内容につきましては県教委で判断するものと考えておりますので、それをいま、推移を見守っているということでございます。

○佐野議長  
これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。  
只今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問ありませんか。これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。  
先ほど、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありました。これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。これをもちまして、質疑を終わります。  
次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 池田町町税条例等の一部を改正する条例について、ただ今から討論を行います。

討論ありませんか。討論なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり、承認することに決しました。  
次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて、専決第3号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ただ今から討論を行います。

討論ありませんか。討論なしと認めます。  
お諮りいたします。  
議案第42号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて 専決第4号 平成30年度池田町一般会計補正予算(第1号) について、ただ今から討論を行います。

討論ありませんか。討論なしと認めます。  
お諮りいたします。  
議案第43号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり承認することに決しました。  
お諮りいたします。

ただいま、議題となっています議案第 44 号から議案第 58 号までを、会議規則第 38 条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま、常任委員会に付託しました案件については、各委員会ごとにご審議賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

散会時間 午後 2 時 40 分